

介護予防おうえんポイント制度

～ 介護をささえ、介護をふせぐ ～



社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

渋川市渋川1760番地1 (渋川ほっとプラザ3階)

TEL 0279-25-0500

FAX 0279-25-1721

メール shibukawa-csw@ap.wakwak.com

ホームページ <http://shibukawa-csw.or.jp/>

渋川市介護予防おうえんポイント制度

渋川市内に在住する40歳以上の方が、ご自身の介護予防、健康増進、生きがいくりの一助としていただきながら、地域の支え手として活躍していただくための、新しいボランティア活動支援事業です。

この事業は、指定ボランティア活動（市内老人福祉施設や、渋川市が主催又は共催する事業におけるボランティア活動）を行うとポイントが貯まり、翌年度に1ポイント100円相当として換金することができます。

目 次

1	老人福祉施設でのボランティア活動	P 2～P 4
2	渋川市が主催又は共催する事業でのボランティア活動	P 5～P 7
3	ボランティア受入登録施設の登録	P 8～P 9
4	渋川市介護予防おうえんポイント制度実施要綱 (付属様式の添付は省略)	P 10～P 16
5	ボランティア活動保険の説明	P 17～P 24

1 老人福祉施設でのボランティア活動を希望される方

(1) ボランティア登録

① 登録の要件（次のいずれにも該当する方のみボランティア登録が可能です）

- 市内在住の40歳以上の方
- 介護保険の要支援認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者も含む）又は要介護認定を受けていない方
- 介護保険料及び市税の滞納がない方

注意事項	※介護保険料の滞納又は市税の滞納があった場合、その時点でボランティア登録が解除され、未換金の貯留ポイントは全て失効となります。
	※要支援認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者も含む）又は要介護認定を受けた場合、その時点でボランティア登録は解除されますが、未換金の貯留ポイントは換金可能です。

② 渋川市社会福祉協議会（本所）へ来所のうえボランティア登録を行います

ア 事業説明、登録申請書及びチェックリストの記入・提出、ポイント手帳の交付を行います

注意事項	※ボランティアセンターでボランティア登録をしている方、渋川市介護予防サポーター登録をしている方も、介護予防おうえんポイント事業のボランティア登録が必要となります。
------	---

イ ボランティア活動保険Aプラン（350円）の加入手続きを行います（必須）

注意事項	※保険加入料金250円を自己負担いただきます （100円は渋川市社会福祉協議会で負担します。）
	※ボランティア活動保険の適用期間は4月1日から翌年3月31日までとなり年度毎に加入が必要となります。なお、年度途中に加入した場合は、加入日の翌日から翌年3月31日までが適用期間となります。
	※介護予防サポーターに登録されている方も加入が必要です。 ※ボランティアセンター等でボランティア活動保険に加入している方、食生活改善推進員として活動されている方は加入不要です。

(2) ボランティア活動内容と日程を決める

受入指定施設へ直接ご連絡していただき、活動内容の確認や日程調整を行ってください。

『受入指定施設一覧』の冊子を参考に、ご自身が行いたいボランティア活動を募集している受入指定施設へ直接お電話してください。※『受入指定施設一覧』は、年2回最新版をお渡しします。なお、次の方法により随時、最新情報を取得いただけます。

- 渋川市社会福祉協議会ホームページを確認 (<http://shibukawa-csw.or.jp/>)
- 渋川市社会福祉協議会へ来所（追加・訂正ページをお渡しします）
- 渋川市社会福祉協議会へ電話問い合わせ（☎0279-25-0500）

ポイントの対象となるボランティア活動	
1 レクリエーション等（歌、体操等）の指導及び参加支援 2 お茶だし、食堂内の配膳及び下膳等の補助 3 喫茶等の運営補助 4 散歩及び館内移動の補助 5 行事の手伝い（会場設営、利用者の移動補助、芸能発表等） 6 書道、絵画、絵手紙、折り紙等の趣味活動の指導 7 傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手 8 施設内の環境整備（花壇の手入れ及び清掃補助等） 9 その他施設職員とともに行う軽微な補助活動（洗濯物たたみ、裁縫、シーツ交換等） 10 市が主催又は共催する介護予防事業の補助 11 その他市長が適当と認める活動	
注意事項	※次の活動については、ポイントの対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを通して行ったボランティア活動 ・介護報酬に係る直接的なサービス提供のボランティア ・本来施設職員が行うべき介護サービス提供のボランティア ・受入施設以外でのボランティア活動 ・報酬、謝礼金等が支払われている活動 ・親族に対する活動


(3) ボランティア活動を実施

ボランティア活動当日は、ポイント管理手帳を忘れずにお持ちください。活動終了後に、受入指定施設にポイント管理手帳を提示して、スタンプを押印してもらいます。

注意事項	※1時間で1スタンプ（1日4スタンプが上限）が押印されます。 なお、同一日に複数の施設で活動を行った場合、介護予防センターの活動を行った場合でも、全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となります。 ★スタンプの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。 ※事故が起きた場合は、速やかに渋川市社会福祉協議会へ連絡してください。 （ボランティア保険適用の手続等を行います。）
------	---

【スタンプが押印されるポイント手帳】 ※レイトは変更になる場合があります

平成31年度
【ポイント管理手帳】
渋川市介護予防おうえんポイント制度



平成31年 月 日交付
氏名 _____

渋川市
渋川市社会福祉協議会


活動の記録1

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日

活動の記録2

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日

枠上段に『施設名称』
枠下段に『スタンプ』



- 3 -

【ポイント手帳を紛失した場合】

貯留ポイントはすべて失効となります。

再交付をご希望の方は再交付申請を行ってください。なお、再交付した手帳には「再交付」と印字されます。

また、再発行後に使用していた手帳が見つかった場合には、再発行手帳のポイントを使用していた手帳のポイントに合算します。（合算の処理後に再発行手帳は回収・破棄させていただきます。）

（４）ポイントの換金（翌年度）

ポイントは活動した翌年度に換金が可能であり、申請手続きを行っていただいた後、金融機関への振込によりお支払いします。

『（５）次年度の活動手続き』の際に、『ポイント換金申請書（転換交付金交付申請書）』をお渡ししますので、『ポイント手帳』と『本人名義の通帳（群馬銀行）の写し』添えて、6月末日までに渋川市社会福祉協議会へ提出してください。

ポイント転換金の振込期日	活動実績スタンプ数	付与する評価ポイント	換金額
4月末までに申請書を提出・・・5月20日	10個から19個まで	10ポイント	1,000円
5月末までに申請書を提出・・・6月20日	20個から29個まで	20ポイント	2,000円
6月末までに申請書を提出・・・7月20日	30個から39個まで	30ポイント	3,000円
	40個から49個まで	40ポイント	4,000円
	50個から59個まで	50ポイント	5,000円
※振込日が休日の場合：直後の平日に振込み	60個(上限)	60ポイント	6,000円

注意事項	※申請書の受付は、活動した翌年度の4月1日から6月末日までとなります。 ※申請書の受付後、決定通知の送付を行います。 ※換金は年度単位とし、分割換金はできません。 ※1ポイント単位の換金はできません。 ★ポイントの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。
------	--

（５）次年度の活動手続き

3月中に渋川市社協（本所）へ来所いただき、次の手続等を行っていただきます。

- ① 新年度のポイント手帳の受取り
- ② 4月1日（新年度）からのボランティア活動保険への加入
- ③ ポイント換金申請書（転換交付金交付申請書）の受取り

注意事項	※2月中に案内通知を送付します。
------	------------------

（６）個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業の活動により知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。

2 渋川市が主催又は共催する事業へのボランティア活動を希望される方

(1) 渋川市介護予防サポーターに登録する（必須）

詳細については、渋川市役所へお問い合わせください。

☎0279-22-2116

(2) 渋川市社協で介護予防おうえんポイントのボランティア登録をする

① 登録の要件（次のいずれにも該当する方のみボランティア登録が可能です）

- 市内在住の40歳以上の方
- 介護保険の要支援認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者も含む）又は要介護認定を受けていない方
- 介護保険料及び市税の滞納がない方

注意事項	※介護保険料の滞納又は市税の滞納があった場合、その時点でボランティア登録が解除され、未換金の貯留ポイントは全て失効となります
	※要支援認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者も含む）又は要介護認定を受けた場合、その時点でボランティア登録は解除されますが、未換金の貯留ポイントは換金可能です

② 渋川市社会福祉協議会（本所）へ来所のうえボランティア登録を行います

ア 事業説明、登録申請書及びチェックリストの記入・提出、ポイント手帳の交付を行います

注意事項	※ボランティアセンターでボランティア登録をしている方、渋川市介護予防サポーター登録をしている方も、介護予防おうえんポイント事業のボランティア登録が必要となります。
------	---

イ ボランティア活動保険Aプラン（350円）の加入手続きを行います（必須）

注意事項	※保険加入料金250円を自己負担いただきます （100円は渋川市社会福祉協議会で負担します。）
	※ボランティア活動保険の適用期間は4月1日から翌年3月31日までとなり年度毎に加入が必要となります。なお、年度途中に加入した場合は、加入日の翌日から翌年3月31日までが適用期間となります。
	※介護予防サポーターに登録されている方も加入が必要です。 ※ボランティアセンター等でボランティア活動保険に加入している方、食生活改善推進委員として活動されている方は加入不要です。

(3) ボランティア活動を実施

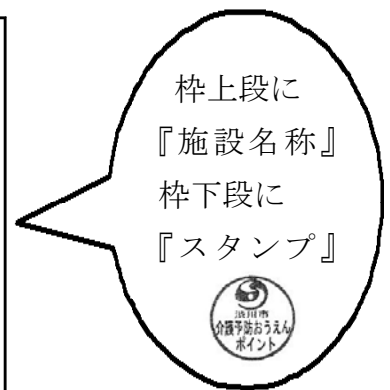
活動内容は、渋川市役所へお問い合わせください。

☎0279-22-2116

（活動例：ぐんぐん教室、ピクニッククラブ、いきいきサロン、老人クラブでの指導活動など。）

注意事項	<p>※1活動で2スタンプが押印されます。</p> <p>なお、同一日に2活動以上行った場合や、施設ボランティアを行った場合でも、全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となります。</p> <p>★スタンプの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。</p> <p>※事故が起きた場合は、速やかに渋川市社会福祉協議会へ連絡してください。 (ボランティア保険適用の手続等を行います。)</p>
------	--

【スタンプが押印されるポイント手帳】 ※レイアウトは変更になる場合があります



【ポイント手帳を紛失した場合】

貯留ポイントはすべて失効となります。

再交付をご希望の方は再交付申請を行ってください。なお、再交付した手帳には「再交付」と印字されます。

また、再発行後に使用していた手帳が見つかった場合には、再発行手帳のポイントを使用していた手帳のポイントに合算します。(合算の処理後に再発行手帳は回収・破棄させていただきます。)

(4) ポイントの換金 (翌年度)

ポイントは活動した翌年度に換金が可能であり、申請手続きを行っていただいた後、金融機関への振込によりお支払いします。

『(5) 次年度の活動手続き』の際に、『ポイント換金申請書 (転換交付金交付申請書)』をお渡ししますので、『ポイント手帳』と『本人名義の通帳 (群馬銀行) の写し』添えて、6月末日までに渋川市社会福祉協議会へ提出してください。

ポイント転換金の振込期日	活動実績スタンプ数	付与する評価ポイント	換金額
4月末までに申請書を提出・・・5月20日	10個から19個まで	10ポイント	1,000円
5月末までに申請書を提出・・・6月20日	20個から29個まで	20ポイント	2,000円
6月末までに申請書を提出・・・7月20日	30個から39個まで	30ポイント	3,000円
	40個から49個まで	40ポイント	4,000円
	50個から59個まで	50ポイント	5,000円
※振込日が休日の場合：直後の平日に振込み	60個(上限)	60ポイント	6,000円

注意事項	<p>※申請書の受付は、活動した翌年度の4月1日から6月末日までとなります。</p> <p>※申請書の受付後、決定通知の送付を行います。</p> <p>※換金は年度単位とし、分割換金はできません。</p> <p>※1ポイント単位の換金はできません。</p> <p>★ポイントの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。</p>
------	---

(5) 次年度の活動手続き

3月中に渋川市社協（本所）へ来所いただき、次の手続等を行っていただきます。

- ① 新年度のポイント手帳の受取り
- ② 4月1日（新年度）からのボランティア活動保険への加入
- ③ ポイント換金申請書（転換交付金交付申請書）の受取り

注意事項	※2月中に案内通知を送付します。
------	------------------

(6) 個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業の活動により知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。

3 ボランティア受入指定施設の登録

(1) ボランティア受入指定施設の登録要件

渋川市内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護施設、認知症対応型共同生活介護施設及びその他市長が適当と認める施設

(2) ボランティア受入指定施設として登録する

渋川市社会福祉協議会に来所のうえ、登録手続きを行います。

登録手続きの内容
① 事業の説明
② 『渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定申請書』の記入・提出
③ 『渋川市介護予防おうえんポイント活動記録表』の受け渡し
④ 『ボランティアのポイント手帳に押印するスタンプ』の受け渡し

(3) 登録ボランティアの受け入れ

渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定申請書（上記②）に記載していただく内容（受入可能日・受入ニーズ等）を社会福祉協議会ホームページ（<http://shibukawa-csw.or.jp/>）及び登録ボランティアに配布する『受入指定施設一覧冊子』に掲載します。登録ボランティアが閲覧のうえ、直接、受入指定施設へ連絡・依頼を行います。（原則として、ボランティア活動の予約は登録ボランティアに直接行っていただきます。）

注意事項	※ホームページ及び『受入指定施設一覧冊子』の掲載内容に変更が生じる場合は、随時、渋川市社会福祉協議会へお電話ください。 ※緊急的な登録ボランティアの受入を必要とする場合は、渋川市社会福祉協議会でマッチングを行いますので、お電話ください。
------	---

本事業の対象となるボランティア活動
1 レクリエーション等（歌、体操等）の指導及び参加支援
2 お茶だし、食堂内の配膳及び下膳等の補助
3 喫茶等の運営補助
4 散歩及び館内移動の補助
5 行事の手伝い（会場設営、利用者の移動補助、芸能発表等）
6 書道、絵画、絵手紙、折り紙等の趣味活動の指導
7 傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手
8 施設内の環境整備（花壇の手入れ及び清掃補助等）

	9 その他施設職員とともに行う軽微な補助活動（洗濯物たたみ、裁縫、シーツ交換等）
	10 市が主催又は共催する介護予防事業の補助
	11 その他市長が適当と認める活動
注意事項	<p>※次の活動については、本事業の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターを通して行ったボランティア活動 ・ 介護報酬に係る直接的なサービス提供のボランティア ・ 本来施設職員が行うべき介護サービス提供のボランティア ・ 受入施設以外でのボランティア活動 ・ 報酬、謝礼金等が支払われている活動 ・ 親族に対する活動

(4) 登録ボランティアの受入当日

- ① 登録ボランティアが所持するポイント手帳にスタンプを押印
 スタンプは、1時間につき1スタンプを押印してください(1日4スタンプ上限)
 なお、同一日に複数の受入指定施設で活動している場合等においても、全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となりますので、上限に達していた場合は、押印不要となります。

注意事項	※スタンプの上限に関わらず、より多くの活動を行っていただくよう、登録ボランティアへお声かけください。
------	--

【スタンプが押印されるポイント手帳】※レイアウトは変更になる場合があります



- ② 渋川市介護予防おうえんポイント活動記録表へ記録
 記録表へ登録ボランティアの活動内容、ポイント押印数等を記録してください。
 記録表は、年2回程度（9月・3月頃）、FAXによる提出をお願いする予定です。
 （提出時期は、渋川市社会福祉協議会よりFAXでお知らせします。）

注意事項	※記録表は、最終的に登録ボランティアが所持するポイント手帳との照合を行い、換金額の決定や不正の防止を行うための大切な記録となりますので、取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。
------	--

(5) 個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業において知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。